

内閣総理大臣

安倍晋三様

要 望 書

平和安全法制整備法案及び
国際平和支援法案の廃案について

平成27年 9月15日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

福島県南相馬市議会議長 平田 武

政府は、平成27年5月14日、平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案を閣議決定し、同月15日、国会に提出した。同法案は、同年7月16日衆議院で強行採決され、現在、参議院でも強行採決が行われようとしている。

同法案は、日本国憲法において基本的人権の尊重、国民主権と並び三つの基本原理の一つとされる平和主義にかかる歴年の憲法解釈から大幅に逸脱して、集団的自衛権を認めるなど違憲の疑いすらある法案である。

我が国は議会制民主主義に立脚し、国民の厳粛な信託を受けた国会の活動に基づき立法が行われることが基本原理であるとしても、多くの国民が同法案に反対、疑問の声を挙げている中で、これらの意見を無視し、審議、採決を進めることは国民の信託を受けた国会の活動といえるかはなはだ疑問である。日本国憲法の基本原理に関わる同法案については、今一度真摯に国民の意見集約を図るのが常道である。

このことから、多くの国民の理解が進まないなかで強行採決を行うべきではなく、平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案を廃案にするよう強く要望する。